

事 務 連 絡
令和2年11月26日

各 位

国土交通省自動車局

新型コロナウイルスの感染拡大地域における催物の開催制限等について

今般の新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、11月25日に開催された第17回新型コロナウイルス感染症対策分科会において、別添のとおり、「現在の感染拡大を沈静化させるための分科会から政府への提言」が示され、現下の状況を踏まえ、短期間に集中し、感染リスクが高い状況に焦点を絞った強い対策が求められています。

これを受け、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より各省に対し、所管事業者等への周知依頼がまいりました。

つきましては、貴会におかれましても令和2年11月12日付け事務連絡のとおり、イベント等における業種別ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化についてご留意いただくとともに、今後、感染状況を分析し、全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合等には、開催制限の目安を見直すこともあり得ることについて、併せて、下会員に対し周知をお願いいたします。

別添：感染拡大地域における催物の開催制限等について（令和2年11月25日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室）

来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について（令和2年11月12日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）

11月末までの催物の開催制限等について（令和2年9月11日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）

各都道府県においては、感染状況について、強い対策が必要な状況に達したと考えられる地域（都道府県全域又は一部地域）で開催される催物等に対し、必要に応じ、国の目安より厳しい基準を設定すること等、適切な対応を検討されたい。

事 務 連 絡
令和2年11月25日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

感染拡大地域における催物の開催制限等について

第17回新型コロナウイルス感染症対策分科会において「現在の感染拡大を沈静化させるための分科会から政府への提言」が示され、現下の状況を踏まえ、短期間に集中し、感染リスクが高い状況に焦点を絞った強い対策が求められているところである。また、9月11日付け事務連絡1.(3)③のとおり、各都道府県においては、それぞれの地域の感染状況等に応じて、国として示した人数上限及び収容率要件の目安と異なる基準を設定しうることとされている。

今後、各都道府県においては、大規模イベント開催等に伴う人の往来により、感染リスクが高まると判断する場合には、ステージⅢ相当の強い対策が必要な状況に達したと考えられる地域（都道府県全域又は一部地域）で開催される催物等に対し、基本的な感染防止策の更なる徹底を要請するほか、必要に応じ、国の目安より厳しい基準を設定すること等、適切な対応を検討されたい。

なお、関係各府省庁及び各都道府県においては、11月12日付け事務連絡2.(1)のとおり、業種ごとの感染拡大防止ガイドラインの遵守徹底に向けた取組強化を図ることとされていることや、感染状況を分析し、全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合等には、開催制限の目安を見直すこともあり得るので留意されたい。

以上

現在の感染拡大を沈静化させるための
分科会から政府への提言
令和2年11月25日（水）

新型コロナウイルス感染症対策分科会

[I] はじめに

- 11月20日の分科会の提言を受けた営業時間の短縮やGo To Travel事業の一時停止に関する政府及び自治体の迅速かつ適切な決断に感謝を申し上げる。
- 春の段階よりも医療提供体制は着実に向上している。しかし、昨日の新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードで評価されたように、11月20日の時点に比べ、いくつかの都道府県の地域では、医療提供体制及び保健所への負担が更に深刻化しており、既にステージⅢ相当の対策が必要になっている。このままの状態が続けば、早晩、通常の医療で助けられる命を助けられなくなる事態に陥りかねない。
- 介入が遅れば遅れるほど、その後の対応の困難さや社会経済活動への影響が甚大になるため、迅速かつ集中的な対応が求められる。

[II] 今すぐ解決すべき課題

短期間（3週間程度）に現在の感染状況を沈静化するためには、政府や自治体、更に一般の人々や事業者も含め、社会全体が共通の危機感を共有し、現在の状況に一丸となって対処することが求められる。その際、克服すべき具体的な課題は以下のとおりである。

- 11月20日の分科会で提言したとおり、現在の状況を早期に打開するためには、感染が急速に拡大している地域では、①営業時間の短縮、②それ以外の地域との間で、感染防止策が徹底できない場合には、ステージⅢ相当の強い対策、が最も重要である。**
ところが、Go To Travel事業の運用見直しのみに社会の注目が集まり、最も重要なこの対策について、国、自治体、事業者、さらに一般の人々の間で十分に共有されていない。
- 昨日の新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードの評価でも、北海道・首都圏・関西圏・中部圏の一部の地域においては、感染拡大のスピードが急激で、クラスターが広範に多発し、医療提供体制が既に厳しい状況になっている。また、医療機関が少ない地方部で感染が拡大すると、より短期間で医療提供体制に深刻な影響を及ぼしかねない。
- 分科会としては、既にステージⅢ相当の対策が必要になっている地域もあり、営業時間の短縮及び人の往来や接触の機会を減らすことが必要と考えている。しかし、そうした感染状況に対し必要な対策がとられていない地域があり、都道府県と政府は連携して、具体的な取組みを迅速に進めることが求められる。

【Ⅲ】分科会から政府への提言

1. 年末年始を穏やかに過ごすためにも、この3週間に集中して、都道府県は、政府と連携し、ステージⅢ相当の対策が必要となる地域においては早期に強い措置を講じることとし、以下の対応を行って頂きたい。
 - ① 酒類を提供する飲食店における営業時間の短縮要請を早急に検討すること。
 - ② 夜間の遊興や酒類を提供する飲食店の利用の自粛を検討すること。ただし、仕事・授業・受診等、感染拡大リスクの低い活動を制限する必要はないことも併せて呼びかけること。
 - ③ 必要な感染防止策が行われない場合は、ステージⅢ相当の対策が必要となる地域とそれ以外の地域との間の往来はなるべく控えること。その際には、テレワークなど在宅勤務を積極的に推進すること。
 - ④ Go To Travel事業の一時停止を行うこと。その際、今後の状況に応じて、当該地域からの出発分についても検討すること。また、Go To Eat事業の運用見直しやイベントの開催制限の変更等も検討すること。
2. 医療提供体制及び保健所への更なる負担を防ぐために、ステージⅢ相当の対策が必要となる地域においては、以下の対策を講じて頂きたい。
 - ① 高齢者施設等の入院・入所者等を対象に、特に優先して検査を実施するとともに、全国どこの地域でも、高齢者施設等で感染者が1例でも確認された場合には、迅速かつ広範に検査を行い、重症者の発生を重点的に予防すること。
 - ② 高齢者であっても比較的症状が軽い人については、基礎疾患も考慮して、宿泊療養又は自宅療養をお願いすること。なお、感染拡大する前から軽症者を受け入れる宿泊施設の準備を確実にすること。
 - ③ ステージⅢ相当の対策が必要となる地域の中でも、特に医療提供体制及び保健所機能が厳しい状況にある地域に対し、今後数週間は感染状況がさらに悪化することを前提にして、患者搬送及び医療従事者の派遣等の支援について、政府は自衛隊の活用も含め全国的な支援を早急に検討すること。
 - ④ 厳しい勤務体制で診療を続ける医療従事者に対する誹謗中傷が未だに見受けられ、離職の増加も強く懸念される。誹謗中傷を防止する啓発を継続し続けること。
3. 特にこの3週間に集中して、「感染リスクが高まる「5つの場面」」及びマスク着用を含む「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」について、統一感をもってわかりやすく発信し、社会の隅々にまで浸透するよう、努力して頂きたい。
4. これらの対策の実効性を高めるために、財政面も含め、医療・経済・雇用等への一層の支援を行うこと。
5. この3週間の対策の効果を新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード及び分科会で評価し、万が一効果が不十分であった場合には更なる対策を行う必要がある。

12月1日以降の催物の開催制限について、基本的に当面来年2月末まで現在の取扱を維持し、一部の催物について、収容率の緩和や具体的な感染防止策等を明確化するので、催物開催の目安とされたい。
また、イベント等におけるガイドライン遵守徹底に向けた取組を強化するので、適切な情報連携、PDCA体制の構築等を検討されたい。

別 添

事 務 連 絡
令和2年11月12日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

来年2月末までの催物の開催制限、
イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた
取組強化等について

令和2年9月11日付け事務連絡（以下「9月11日付け事務連絡」という。）により通知したとおり、12月以降の取扱いについては、今後検討の上、別途通知することとされているが、12月1日以降の催物開催については、当面来年2月末まで、下記のとおりとするので、留意されたい。
加えて、イベント等における業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドライン（以下、「業種別ガイドライン」という。）遵守を徹底するため、より一層の取組強化を図ることとするので、留意されたい。

なお、今後の感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、下記の取扱いに変更があり得ることにも留意されたい。

記

1. 催物の開催制限

感染防止対策と経済社会活動の両立のため、徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を図っていく。具体的には、当面のイベント開催については、開催の目安を以下のとおりとする。この取扱いは、本日の新型コロナウイルス感染症対策分科会における議論を踏まえ、12月1日から実施する。

なお、来年3月以降の取扱いについては、今後検討の上、別途通知する。

(1) 催物開催の目安

人数上限及び収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とする。

① 人数上限の目安

9月11日付け事務連絡1.(1)①のとおり取り扱うこと。なお、催物開催に当たっては、別紙1に留意するよう促すこと。

② 収容率の目安

ア) 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合

観客間のクラスター等が発生していないことが確認された催物の形態であることを前提に、9月11日付け事務連絡1.(1)②ア)を改め、次の全てを満たす場合に限り、収容率の上限を100%とすること。

- ・ これまでの当該イベントの出演者等による類似のイベントの開催実績において、参加者が歓声、声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられていないこと（開催実績がない場合、類似の出演者によるこれまでのイベントに照らし、観客が歓声、声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないこと）。

なお、この要件に該当することについて、イベント主催者において、過去の開催実績に基づく十分な説明が行われない場合は、この要件に該当しないものとして、後記イ)のとおり取り扱うこと。

- ・ これまでの開催実績を踏まえ、マスクの常時着用、飲食制限等を含め、個別の参加者に対して別紙1に記載した対策の徹底が行われること。
- ・ 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染防止対策が業種別ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されること。

また、飲食の取扱いについては、9月11日付け事務連絡別紙2のとおり、マスクの常時着用を担保するため、引き続き、食事を伴うイベントについては、「大声での歓声、声援等がないことを前提としうるもの」には該当しないものとして取り扱うこととするが、飲食を伴うがイベント中の発声がないことを前提としうる催物について、別紙2に記載した条件がすべて担保される場合に限り、イベント中の飲食を伴っても「大声での歓声、声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱うことができることとする。

各都道府県においては、別紙3の例示も踏まえ、イベントの特性に応じて、収容率の目安を適用することとなるが、具体的な事例等に係る取扱いについては、引き続き、9月11日付け事務連絡1.(1)②

ア) のとおり取り扱うこと。

イ) 大声での歓声、声援等が想定される場合等

前記ア) に該当しない催物は、９月１１日付け事務連絡１．（１）②イ) のとおり取り扱うこと。

（２）地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等

９月１１日付け事務連絡１．（２）のとおり取り扱うこと。その上で、別紙４に該当するものについては、９月１１日付け事務連絡１．（２）①に示す「十分な人と人との間隔（１ｍ）」が設けられ、かつ、「当該間隔の維持」が可能であるものとして明確にするので、御留意ありたい。

また、地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等に関連し、別紙５のとおり、初詣における感染防止対策の留意事項について、取りまとめているので御留意ありたい。

（３）人数上限や収容率の要件の解釈について

９月１１日付け事務連絡１．（３）のとおり取り扱うこと。

２．催物の開催に関する留意事項

（１）イベント等における業種別ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化について

イベントの大規模化等に伴い、万が一、クラスターが発生した場合の医療ひっ迫等の影響も想定されることから、より一層の感染防止策の強化を図ることとする。

① 関係府省庁及び関係団体における業種別ガイドラインの周知・徹底

関係各府省庁においては、関係団体が傘下会員等に対して、業種別ガイドラインの周知・徹底を図るよう促すとともに、必要に応じて、関係各府省庁又は関係団体から業種別ガイドラインの遵守状況に係る具体的なチェックリスト等を配布すること等により、業態に応じた感染防止策の理解促進を図るとともに、ガイドラインの遵守徹底に努めること。

また、関係各府省庁においては、飛沫飛散シミュレーション等による新たなエビデンスを基にした見直しが必要となった場合など、必要に応じて、業種別ガイドラインのさらなる改善に向けた助言等を実施し、適切に改訂するよう促すこと。

② 建築物衛生法の立入検査等における周知

各都道府県等においては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、保健所が実施する立入検査等において、特定建築物所有者等に対し、業種別ガイドラインを配布する等により、施設における感染拡大防止策の周知徹底に努めること。

③ 都道府県等における平時からの体制構築及びクラスター発生時の連携・情報共有体制の構築

大規模イベントに係るクラスター対策については、１０月２７日付事務連絡においてクラスター対策・分析の組織体制を構築するよう対応をお願いしているところであるが、各都道府県においては、引き続き、関係部局間や政令市、中核市、保健所設置市等との役割分担やイベントにおけるクラスター対策についての組織的な対応について留意すること。特に、関係部局間の情報連携に留意すること。

また、今後の感染拡大防止対策等の強化につなげる観点から、各都道府県においては、大規模イベントでのクラスターが確認された場合に加え、イベントでの大規模クラスターが確認された場合についても、可能な範囲で、チェックリスト等を活用しながら、関係各府省庁に確認された感染防止策の実施状況等を共有するよう努めること。

④ 関係府省庁及び関係団体の主体的な調査・分析、ガイドラインの改訂

関係各府省庁においては、業種ごとのクラスターの発生状況に応じて、関係団体、感染症等の専門家、内閣官房等と連携しながら、クラスターの状況を把握・分析するとともに、

- ・ 業種別ガイドラインの未遵守が原因と考えられる場合はその遵守を働きかけること、
- ・ 業種別ガイドライン上の対策が不明確と考えられる場合は当該対策を業種別ガイドラインにおいて明確化すること

等により、再発防止に努めること。また、関係各府省庁においては、関係団体及び専門家等と連携し、前記③等で共有された情報等に基づき、クラスターの状況を把握・分析すること。また、必要に応じて、内閣官房とも相談しつつ、各所管団体に対して業種別ガイドラインのさらなる周知の徹底、改訂等の検討を促すこと。

なお、関係各府省庁においては、本事務連絡で示した考え方について、他の類型の施設に同様の考え方が適用できる場合には、本事務連絡で示した感染防止策・考え方が盛り込まれるよう所管団体に促すこと。

⑤ 業種別ガイドラインの遵守を徹底し、必要な改訂を促すための検討体制の構築

イベント等における感染防止策を徹底するためには、業種別ガイドラ

インの遵守状況の継続的なフォローアップが不可欠である。関係各府省庁においては、関係団体と連携しながら、上記①～④の検討を継続的に行い、業種別ガイドラインの遵守を徹底し、必要な改訂を実施するための体制構築を図ること。

（２）都道府県における事前相談、注意喚起

各都道府県においては、イベント参加者やイベント主催者等に対して、改めて感染防止策の注意喚起を行うとともに、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が１，０００人を超えるようなイベントの事前相談に応じること。

なお、各都道府県においては、９月１１日付事務連絡２．（１）のとおり、イベント参加者やイベント主催者等に対して、事前相談や注意喚起を行う際には、必要に応じて、これまでも別紙６の記載事項に留意するよう促すこととしてきたが、今後、別紙７及び別紙８の記載事項についても留意するよう促すこと。

（３）その他留意事項について

各都道府県、関係各府省庁においては、公共交通機関等の密集や催物後の会食等により、イベント主催者等が管理できない場所（催物前後など）での感染拡大リスクが高まる場合があることにも留意し、関係各所に対し、イベント主催者等との連携・協力を適切に行い、催物前後における感染防止策を徹底するよう促すこと。

３．業種別ガイドラインの遵守徹底に向けた取組の強化について

令和２年１１月９日に、新型コロナウイルス感染症対策分科会から、政府に対して、業種別ガイドラインの遵守徹底に向けて、現場での実践等の提言が出されたところである。別紙９に示された感染リスクが高まる「５つの場面」については、これまでも周知を行ってきたところであるが、各都道府県、関係各府省庁等においては、改めて、関係団体とも連携しながら、事業者が、感染リスクが高まる「５つの場面」が具体的にどこにあるのか等を検討し、業種別ガイドラインに記載された対策を現場で確実に実践できるよう、周知すること。

また、関係各府省庁においては、業種別ガイドラインの実効性を高めるべき旨の提言が出されたこと等を踏まえ、前記２．（１）に関連した業種にかかわらず、各業種におけるクラスター発生状況等を踏まえ、さらなる対策が求められる場合には、必要に応じて、前記２．（２）と同様に、業種別

ガイドラインの遵守徹底に向けた取組の強化を検討すること。

4. 寒冷な場面における換気等について

冬期においては、寒冷地を中心に、通常の換気（定期的な窓開け換気）では、適切な室内環境（温度・湿度等）を維持できない可能性が想定される。

各都道府県及び関係各府省庁においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点で、別紙１０に示すとおり、適切な室内環境（温度・湿度等）を維持しつつ、十分な換気を行っていくことが重要であること等から、「寒冷な場面における新型コロナの感染防止等のポイント」を周知すること。また、必要に応じて、業種別ガイドライン等の改訂を促すこと。

以上

(1) 徹底した感染防止等（収容率50%を超える催物を開催するための前提）

①	マスク常時着用の担保	・ マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。 * マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
②	大声を出さないことの担保	・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。 * 隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） * 演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）

(2) 基本的な感染防止等

③	①～②の奨励	・ ①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） * マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと * 大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと（例：スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等）
④	手洗	・ こまめな手洗の奨励
⑤	消毒	・ 主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	・ 法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	・ 入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 * 必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	・ 大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（5名以内に限る。）では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。 ・ 演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・ 混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔）

イベント開催時の必要な感染防止策②

(2) 基本的な感染防止等 (続き)

⑨	飲食の制限	・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・ 過度な飲酒の自粛 ・ 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛。 (発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。)
⑩	参加者の制限	・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 * ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
⑪	参加者の把握	・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励 * アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入
⑫	演者の行動管理	・ 有症状者は出演・練習を控える ・ 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる ・ 合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬	催物前後の行動管理	・ イベント前後の感染防止の注意喚起 * 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑭	ガイドライン遵守の旨の公表	・ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表

(3) イベント開催の共通の前提

⑮	入退場やエリア内の行動管理	・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 * 来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
⑯	地域の感染状況に応じた対応	・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安（人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう）を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

- 今後、必要な感染防止策に加え、下記の条件がすべて担保される場合には、イベント中の発声がないことを前提にする催物に限定して、収容率を100%以内にすることができるとする。

具体的な条件（感染防止策）

① 食事時以外のマスク着用厳守	・ 入場時に着用を確認し、必要に応じマスクの配布、販売を実施すること ・ イベント前に飲食時以外のマスク着用徹底を動画上映・アナウンス等で周知すること ・ イベント中の適切な監視体制を構築し、確実なマスク着用を求めること ・ 着用状況を踏まえ、必要に応じ一層の周知を図る
② 会話が想定される場合の飲食禁止	・ 例えば、映画の場合は、発声が想定される場面（例：上映前後・休憩中のシアター内等）での飲食禁止 ・ その他の催物についても、上記の要件に照らし、会話の有無を判断し、会話があり得る場面では飲食禁止を徹底
③ 十分な換気	・ 二酸化炭素濃度1000ppm以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守していることが確認できること、または機械換気設備による換気量が30m³/時/人以上に設定されておりかつ当該換気量が実際に確保されていること（野外の場合は確認を要しない）
④ 連絡先の把握	・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置の徹底 ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等
⑤ 食事時間の短縮	・ 長時間の飲食が想定されうる場合は、マスクを外す時間をなるべく短くするため、食事時間短縮のための措置を講ずるよう努めること

各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるものの例【別紙3】

大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものの例	大声での歓声・声援等が想定されるものの例
音楽	音楽
クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲 等）、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート	ロックコンサート、ポップコンサート 等
演劇等	スポーツイベント
現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等	サッカー、野球、大相撲 等
舞踊	公営競技
バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等	競馬、競輪、競艇、オートレース
伝統芸能	公演
雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等	キャラクターショー、親子会公演 等
芸能・演芸	ライブハウス・ナイトクラブ
講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント
公演・式典	※遊園地（いわゆる絶叫系のアトラクション）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ
各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等	
展示会	
各種展示会、商談会、各種ショー	
※映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ	

（注）・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。
・イベント中（休憩時間やイベント前後を含む。以下同じ。）の食事については業種別ガイドラインで制限。また、イベント中の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱わない。

- これまで、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等を開催する場合については、「十分な人と人との間隔（1 m）を設けるよう促すこととし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること」とされていたが、必要な感染防止策に加え、下記の条件がすべて担保される場合には、入退場や区域内の行動管理が適切にできるものについて、「十分な人と人との間隔が設ける」ことに該当し、開催可能と明確化。

具体的な条件（感染防止策）

① 身体的距離の確保	・ 移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等） ・ 区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保
② 密集の回避	・ 定点カメラ・デジタル技術等による混雑状況のモニタリング・発信 ・ 誘導人員の配置 ・ 時差・分散措置を講じた入退場
③ 飲食制限	・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・ 過度な飲酒の自粛
④ 大声を出さないことの担保	・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。
⑤ 催物前後の行動管理	・ イベント前後の感染防止の注意喚起 * 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑥ 連絡先の把握	・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置の徹底 ※ アプリのQRコードを入口に掲示すること等

基本的方向性

- ・実効的な感染防止策と経済活動の質の確保の両立を図る。
- ・イベントは性質上、不特定多数者への集団感染リスクが考えられ、医療体制を逼迫させる可能性。「**新しい生活様式の定着**」、「**業種別ガイドラインの遵守**」を前提に、基本的な感染防止策に加え、感染リスクの分析に基づく有効な感染防止策の実施が重要。
- ・**自治体と主催者側で十分に連携しながら、イベントの性質（①地域の感染状況、②地域医療体制への影響、③規模（人数、全国的・地域的）等）に応じた適切なリスクアセスメントを行い、開催の態様・有無を判断。**「業種別ガイドラインの遵守」等が徹底できない場合には、開催について慎重に判断。
- ・エビデンスに基づき効果的な感染防止策を講じる。屋内では十分な換気が重要。屋外は通気性から十分な換気のある屋内と同様に扱う。
- ・地域の感染拡大やクラスターが発生した場合は、必要に応じて開催のあり方を見直し。

感染リスク

接触感染

- ・感染者の身体や感染者が触れた器具、感染者の飛沫が飛散した場所に接触した手で、口や鼻に触れる
- ※入退場（トイレ・ロビー）等の混雑では、感染リスク増加



感染防止策

- ・こまめな**手洗い**の励行
- ・出入口、トイレ等での**手指消毒**
- ・ウイルスが付着した可能性がある場所の消毒
- ・人と人とが**触れ合わない距離**の確保
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導

飛沫感染 ※5μm以上の粒子

- ・感染者の飛沫（5μm以上）の吸い込み
- ※マスクを外す場合(会場での飲食等)には、飛沫飛散が生じ感染リスク増加



- ・**マスク着用**（飛沫の飛散は相当程度抑制可能）
- ・**演者が発声**する場合には、**舞台から観客の間隔を2 m確保**
- ・**劇場・ホール内での食事**は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため**自粛**を促す
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導

マイクロ飛沫感染 ※5μm未満の粒子

- ・感染者の隣席で微細な飛沫を吸い込み（①密接リスク）
- ・換気が悪い環境で長時間浮遊する微細な飛沫の吸い込み（②密閉リスク）
- ※大声を出すような環境においては、微細な飛沫が空气中に漂い、少し離れた場所にまで感染した事例が報告



- ・**大声を伴うイベント**では**隣席との身体的距離の確保**
- ・同一の観客グループ内は座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1 m）空ける。
- ・微細な飛沫が密集し、感染が発生することを避けるため**換気を強化**

（留意事項）

- ・感染者の来場を防ぐ対策の徹底（検温、体調不良時のチケット料金の払い戻し 等）
- ・感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みの構築（座席固定、名簿管理の徹底、接触確認アプリ（COCOA）導入 等）
- ・複合的な性質を有するイベントに関しては、それぞれの性質に応じて要件を適用。

基本的方向性

- ・これまでの基本的な感染防止策（別紙1）を前提に、**①大声を出すことによるリスク、②食事すること（マスクを外すこと）によるリスク、③参加者の自由行動を伴うことによるリスク**の3点について検討。
- ・各リスクに対する必要な感染防止策をエビデンス、実績等に基づき検討。
- ・**必要な感染防止策を講じる場合は、これまでの実績も踏まえつつ、開催制限の緩和が考えられる。**
- ・イベントの大規模化に伴い一般に高まるリスクについても、具体的な対策内容を検討。

感染リスク**大声を出す**

- 合唱（演者間の距離）
- ・飛沫、マイクロ飛沫の飛散による**演者間**の感染

エビデンス・実績

- 合唱（演者間の距離）
- ・屋内の飛沫、マイクロ飛沫の**シミュレーション**

必要な感染防止策

- 合唱（演者間の距離）
- ・演者やその家族の**体調・行動管理**
- ・講じる防止策（マスク、フェイスシールド、マウスシールド着用等）に応じた**適切な対人距離**の確保
例：マスク着用時は前後1m左右50cm、未着用時は前後2m左右1m等
- ・適切な換気の実施（測定装置の設置等）

食事をする

- ・食事に伴いマスクを外した場合の、**発声による飛沫、マイクロ飛沫の飛散**

- ・食事時の飛沫飛散の**実測**

- 映画館（別紙2）
- ・会話等の発声が生じていない**実績**
- ・**食事時の会話厳禁**（注意喚起、監視体制等）
- ・食事時以外の**マスク着用厳守**（必要に応じ配布等）
- ・食事時間の**短縮**
- ・適切な換気の実施（測定装置の設置等）

参加者の自由行動を伴う

- ・会場内での**密接、密集**の発生による**接触感染、飛沫感染**の増加可能性
- ・固定席に比べ、**接触機会が増加**

- ・屋外の飛沫、マイクロ飛沫の**シミュレーション**
- ・感染防止策を講じた**実証実績**

- 野外ロックフェス、初詣（別紙4、5）
- ・移動時の適切な**対人距離**の確保（誘導人員の配置等）
- ・区画あたりの**人数制限**、ビニールシート等を用いた適切な**対人距離**の確保
- ・飲食の適切な制限、過度な飲酒の**禁止**
- ・大声が発生しないよう**注意喚起**

- イベントが**大規模化するにつれて、混雑、マイクロ飛沫充満、打上げ**により、**感染リスクが高まるおそれ**がある。
- イベントごとの態様や場面において、以下に代表されるような具体的な対策内容をそれぞれ検討することが求められる。

イベントの大規模化に伴い リスクが高まる場面

混雑

打上げ

**マイクロ
飛沫充満**

○想定される場面

密接・密集

接触・飛沫

共用部（トイレ、廊下、売店、休憩所等）、入退場時、駅等～会場、交通機関

○対策例

- ・ 行列ができる場所における**足元マーク**設置
- ・ 定点カメラやデジタル技術による**混雑状況のモニタリング・発信**
- ・ **時差・分散**（利用する駅の分散等）**措置**を講じた入退場
- ・ 駅等～会場における**誘導員**の配置、シャトルバス等の**増便**
- ・ **交通機関との連携**（臨時便の検討等）

○想定される場面

密閉

マイクロ飛沫

共用部（トイレ、廊下、休憩所等）、地下道、交通機関

※冬場は寒気の流入防止による密閉が生じがちなため特に注意

○対策例

- ・ 必要に応じ**入場人数を制限**
- ・ **仮設休憩所**（テント、プレハブ等）の**適切な換気**
- ・ **換気状況のモニタリング**（CO2濃度計測装置の設置等）
- ・ 地下道を避け、**地上道路**を利用するよう誘導
- ・ 交通機関における**走行中の窓の解放**

○想定される場面

3密

接触・飛沫・マイクロ飛沫

飲食店での飲み会、カラオケ等のイベント

○対策例

- ・ **自治体との連携**により、**会場や駅周辺の飲食店等**に注意喚起
- ・ 参加者に**飲食店等の事前予約**を推奨
- ・ 「**感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫**」に沿った飲み会等
- ・ **歌唱を行う場合のマスク着用**

感染リスクが高まる「5つの場面」

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話することで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント

1. 基本的な感染防止対策の実施

○マスクを着用

（ウイルスを移さない）

○人と人の距離を確保

（1mを目安に）

○「5つの場面」「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を参考に

○3密を避ける、大声を出さない

2. 寒い環境でも換気の実施

○機械換気による常時換気を

（強制的に換気を行うもので2003年7月以降は住宅にも設置。）

○機械換気が設置されていない場合は、室温が下がらない範囲で

常時窓開け（窓を少し開け、室温は18℃以上を目安！）

また、連続した部屋等を用いた2段階の換気やHEPAフィルター付きの空気清浄機の使用も考えられる

（例：使用していない部屋の窓を大きく開ける）

○飲食店等で可能な場合は、CO2センサーを設置し、二酸化炭素濃度をモニターし、適切な換気により1000ppm以下（*）を維持

*機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。

3. 適度な保湿（湿度40%以上を目安）

○換気しながら加湿を

（加湿器使用や洗濯物の室内干し）

○こまめな拭き掃除を

『5つの場面』

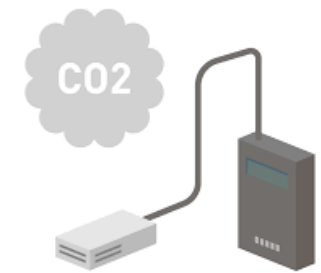
場面1：飲酒を伴う懇親会

場面2：大人数や長時間におよぶ飲食

場面3：マスクなしでの会話

場面4：狭い空間での共同生活

場面5：居場所の切り替わり



CO2センサー

I 12月以降のイベント開催制限のあり方について（概要）

- **感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築**を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を日常化していく。
- **イベントの人数上限及び収容率要件**については、当面来年2月末まで、原則として現在の取扱いを維持することとする。ただし、来年2月末までの間であっても、足元の感染状況や大規模イベントの実証結果等を踏まえ、**見直すこともあり得ることとする**。
- その上で、エビデンス等に基づき、収容率要件について、**12月以降、大声での歓声、声援等がないことを前提としうるイベント**（クラシック音楽コンサート等）を**100%以内**、**大声での歓声、声援等が想定されるイベント**（ロック・ポップコンサート等）を**50%以内とする現行制限を維持**した上で、**飲食を伴うが発声がないもの**（映画館等）は、**追加的な感染防止策を前提に100%以内とする**。**マスク常時着用、大声禁止等の担保条件が満たされていない催物は、引き続き、50%以内とする**。
- これまでと同様、地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能。また、引き続き大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が難しい場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、**業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う**。
- 来年3月以降のあり方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。

時期		収容率	
12月1日～ 当面来年2月末まで	イベントの種類	大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会 等 ・ 飲食を伴うが発声がないもの （注2）	大声での歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント 等
		100%以内 （席がない場合は適切な間隔）	50%（※）以内 （席がない場合は十分な間隔）

注1：人数上限については現行と同様とする。

注2：これまで、「イベント中の食事を伴う催物」は、大声での歓声・声援等が想定されるものと扱ってきたが、今後、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、イベント中の食事を伴う場合についても、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。

（※）ただし、異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

事 務 連 絡
令和 2 年 9 月 1 1 日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

11月末までの催物の開催制限等について

令和 2 年 8 月 2 4 日付け事務連絡により通知したとおり、9 月 1 日以降の催物開催について、9 月末までは現在の開催制限を維持することとし、その間においても状況に応じ、目安のあり方を見直す場合があることとされていたが、現在の感染状況やこれまで得られた知見を踏まえて、9 月 1 9 日以降の催物開催については、下記のとおりとするので、留意されたい。

また、今後の感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、下記の取扱いに変更があり得ることにも留意されたい。

記

1. 催物の開催制限

感染防止対策と経済社会活動の両立のため、徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を図っていく。具体的には、当面のイベント開催については、11 月末まで、開催の目安を以下のとおりとする。この取扱いは、本日の新型コロナウイルス感染症対策分科会における議論を踏まえ、今後一週間程度の周知・準備期間を考慮し、9 月 1 9 日から実施する。

なお、12 月以降の取扱いについては、今後検討の上、別途通知する。

(1) 催物開催の目安

人数上限及び収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とする。

① 人数上限の目安

収容定員が設定されている場合、

- ・ 別紙 3 「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について

て」及び別紙４「感染防止のチェックリスト」に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されている場合、「５，０００人又は収容定員の５０％のいずれか大きい方」を上限とする

- ・ 別紙３及び別紙４に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されていない場合、５，０００人を上限とする

こと。

なお、収容定員が設定されていない場合の取扱いは、後記②のア)及びイ)における収容定員が設定されていない場合の例によることとする。

② 収容率の目安

ア) 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合

次の全てを満たす場合に限り、収容率の上限を１００％とすること。

- ・ これまでの当該イベントの出演者等による類似のイベントの開催実績において、参加者が歓声、声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられていないこと（開催実績がない場合、類似の出演者によるこれまでのイベントに照らし、観客が歓声、声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないこと）。

なお、この要件に該当することについて、イベント主催者において、過去の開催実績に基づく十分な説明が行われない場合は、この要件に該当しないものとして、後記イ)のとおり取り扱うこと。

- ・ これまでの開催実績を踏まえ、マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策（別紙３及び別紙４）の徹底が行われること。
- ・ 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染防止対策が業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されること。

各都道府県においては、イベントの特性に応じて、収容率の目安を適用することとなるが、具体的な事例等を示すと以下のとおりである。

（参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物）

大声での歓声、声援等がないことを前提としうる催物については、感染防止策の徹底を前提に、収容定員までの参加人数とする。具体的には、別紙２「各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるものの例」の例示も踏ま

え、各都道府県が個別イベントの態様に応じて判断すること。

(参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物)

大声での歓声、声援等がないことを前提としうる催物については、感染防止策の徹底を前提に、１) 収容定員が設定されている場合は、収容定員までの参加人数とする、２) 収容定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空けることとする。具体的には、別紙２の例示も踏まえ、各都道府県が個別イベントの態様に応じて判断すること。

なお、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができない催物については、後記（２）によることとする。

イ) 大声での歓声、声援等が想定される場合等

前記ア) に該当しない催物は、イ) の収容率の目安を適用する。

各都道府県においては、イベントの特性に応じて、収容率の目安を適用することとなるが、具体的な事例等を示すと以下のとおりである。

(参加者の位置が固定され、入退場時や区域内の適切な行動確保ができる催物)

大声での歓声、声援等が想定される催物については、異なるグループ又は個人間では座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ（５名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はないこと。すなわち、参加人数は、収容定員の５０％を超えることもありうる。具体的には、別紙２の例示も踏まえ、各都道府県が個別イベントの態様に応じて判断すること。

なお、別紙３及び別紙４に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されていない場合、令和２年８月２４日付け事務連絡１．に示した目安によること。

(参加者が自由に移動できるものの、入退場時や区域内の適切な行動確保ができる催物)

大声での歓声、声援等が想定される催物については、１) 収容定員が設定されている場合は当該収容定員の５０％までの参加人数とすることとし、２) 収容定員が設定されていない場合は十分な人と人との間隔（１ｍ）を要することとする。具体的には別紙

2の例示も踏まえ、各都道府県が個別イベントの態様に応じて判断すること。

なお、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができない催物については、後記（2）によることとする。

（2）地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等

祭り、花火大会、野外フェスティバル等については、次のとおりの対応とし、引き続き、各都道府県は、イベント主催者等と十分に連携しながら、地域の感染状況等を踏まえて、開催の態様・有無を判断すること。

- ① 全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、引き続き、中止を含めて慎重に検討するよう促すこと。具体的には、催物を開催する場合については、十分な人と人との間隔（1m）を設けるよう促すこととし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること。
- ② 地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるものについては、6月19日以降は人数制限が撤廃されていることに留意すること。また、引き続き適切な感染防止策（例えば、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、十分な人と人との間隔の確保（1m）、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等）を講ずることを呼びかけるとともに、イベント主催者等に対し、イベントを開催する前に、イベント参加者による厚生労働省から提供されている接触確認アプリ（COCOA）や各地域で取り組まれている接触確認アプリの活用や、感染拡大防止のためのイベント参加者の連絡先等の把握の徹底を促すこと。

（3）人数上限や収容率の要件の解釈について

- ① 各都道府県においては、令和2年7月8日付け事務連絡2.（1）（人数上限に係る部分を除く。）に留意すること。
- ② 各都道府県においては、事前相談時その他の必要な場合に、イベント主催者等からの聞き取り等で、業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインでの担保状況等を確認すること。
- ③ 本事務連絡で示した人数上限及び収容率要件については、国として示す目安であり、各都道府県においては、それぞれの地域の感染状況等に応じて、異なる基準を設定しうることに留意すること。た

だし、上記の人数要件及び収容率要件よりも緩やかな基準を設定することは、慎重に検討するとともに、仮にそのような基準を設定しようとする場合には、あらかじめ国と十分に連携すること。

- ④ 各都道府県においては、令和2年8月7日付け事務連絡「今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安について」に留意し、地域の感染状況の段階に応じて、イベント開催について適切に判断すること。特に、催物等におけるクラスターの発生があった場合は、目安及び業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインの遵守状況その他の実態を把握するとともに、イベント主催者等が都道府県からの指導等に従い、催物の感染防止策を徹底し、必要に応じて、催物の無観客化、中止又は延期等の要請に協力するよう促すこと。
- ⑤ 各都道府県においては、地域の感染状況やイベントの態様に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断し、例えば、入退場時や共用部、公共交通機関の三密が避けられない場合、上記1に示した人数上限を下回る範囲で三密の回避可能な人数に制限すること。

2. 催物の開催に関する留意事項

(1) エビデンス等に基づく感染防止策の注意喚起

催物は性質上不特定多数への集団感染リスクが考えられ、医療体制をひっ迫させる可能性がある。基本的な感染防止策に加え、感染リスクの分析に基づく有効な感染防止策の実施が重要であり、各都道府県とイベント主催者等は十分連携しながら、地域の感染状況、イベントの性質、地域医療体制への影響等に応じた適切なリスクアセスメントを行い、開催の態様・有無を判断することが求められる。

具体的には、各都道府県においては、別紙9「屋内イベントの開催のあり方に関する検討会とりまとめのポイント」で示しているとおり、イベント主催者等に対して、屋内での十分な換気と、接触感染、飛沫感染、マイクロ飛沫感染のリスクに応じた感染防止策、感染者の来場を防ぐ対策、感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みの構築等を適切に行うよう促すこと。

【接触感染】

- ・ こまめな手洗いの励行
- ・ 出入口、トイレ等での手指消毒
- ・ ウイルスが付着した可能性がある場所の消毒
- ・ 人と人とが触れ合わない距離の確保
- ・ 混雑時の身体的距離を確保した誘導

【飛沫感染】

- ・ マスク着用（飛沫の飛散は相当程度抑制可能）
- ・ 演者が発生する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保
- ・ 劇場・ホール内での食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため自粛を促す
- ・ 混雑時の身体的距離を確保した誘導

【マイクロ飛沫感染】

- ・ 大声を伴うイベントでは隣席との身体的距離の確保
- ・ 同一の観客グループ内は座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合は1m）空ける
- ・ 微細な飛沫が密集し、感染が発生することを避けるため換気を強化

関係各府省庁においては、本事務連絡に基づき、各所管団体に対して業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインを適切に改定するよう促すこと。また、今後も、飛沫飛散シミュレーション等による新たなエビデンスを基にした見直しが必要となった場合には、各所管団体に対して業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインを適切に改定するよう促すこと。

なお、本事務連絡で示した考え方について、他の施設に同様の考え方が適用できる場合には、本事務連絡で示した感染防止策・考え方が盛り込まれるよう所管団体に促すこと。

（２）都道府県との事前相談

各都道府県においては、令和2年7月8日付け事務連絡2.（2）に示すように、イベント参加者やイベント主催者等に対して、改めて感染防止策の注意喚起を行うとともに、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの事前相談に応じること。

以上

（照会先）

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室
企画第1担当 松田・植田・礒・井上・寺井
直通 03（6257）3085

当面11月末までのイベント開催制限の考え方について（概要）

【別紙1】

- 感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を日常化していく。
- イベントの収容率要件及び人数上限については、イベントでの感染状況やシミュレーション等で得られた知見（適切な換気の下、マスクをして声を出さなければ、観客同士の感染リスクは低い。入退場やトイレ等の三密回避が重要等）を踏まえ、感染防止対策と目安のあり方について見直しを行う。
- 得られた知見等を踏まえた業種別ガイドラインの見直しを前提に、必要な感染防止策が担保される場合（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」）には緩和することとし、当面11月末まで、以下の取扱いとする方針とする。
 - ① 収容率要件については、感染リスクの少ないイベント（クラシック音楽コンサート等）については100%以内に緩和する。その他のイベント（ロックコンサート、スポーツイベント等）については50%以内（※）とする。
 - ② 人数上限については、5,000人を超え、収容人数の50%までを可とする。
- 今後、一週間程度の周知・準備期間を考慮し、9月19日より施行する。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能である。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断する。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が難しい場合、回避可能な人数に制限する。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 12月以降のあり方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。

（※）異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

時期		収容率	人数上限
現在	屋内	50%以内	5,000人
	屋外	十分な間隔（*できれば2m）	5,000人

時期		収容率	人数上限
当面11月末まで	イベントの類型	大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会 等	①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% ②収容人数10,000人以下 ⇒5,000人
		100%以内 （席がない場合は適切な間隔）	①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% ②収容人数10,000人以下 ⇒5,000人
		大声での歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント →詳細は次頁参照	
		50%（※）以内 （席がない場合は十分な間隔）	（注）収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。

大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものの例	大声での歓声・声援等が想定されるものの例
音楽	音楽
クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲 等）、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート	ロックコンサート、ポップコンサート 等
演劇等	スポーツイベント
現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等	サッカー、野球、大相撲 等
舞踊	公営競技
バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等	競馬、競輪、競艇、オートレース
伝統芸能	公演
雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等	キャラクターショー、親子会公演 等
芸能・演芸	ライブハウス・ナイトクラブ
講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント
公演・式典	※遊園地（いわゆる絶叫系のアトラクション）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ
各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等	
展示会	
各種展示会、商談会、各種ショー	
※映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ	

（注）・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。
・イベント中（休憩時間やイベント前後を含む。以下同じ。）の食事については業種別ガイドラインで制限。また、イベント中の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱わない。

収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について

- 以下の措置のいずれもがイベント主催者及び施設管理者の双方において「業種別ガイドライン」により担保され、かつ、感染防止の取組が公表されている場合に、新たな目安（収容率及び人数上限の緩和）を適用することとし、それ以外の場合は、従来の目安を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断。

イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置

- **消毒の徹底**（感染リスクの拡散防止）
- **マスク着用の担保**（感染リスクの拡散防止）
マスクを持参していない者がいた場合は**主催者側でマスクを配布し、着用率100%を担保**
- **参加者及び出演者の制限**（感染リスクの拡散防止）
有症状者の出演・入場を確実に防止する措置の徹底（**検温の実施**、有症状の出演者は出演・練習を控えること、主催者が**払い戻しの措置等を規定しておくこと**等）
- **参加者の把握**（感染リスクの拡散防止）
事前予約時又は入場時に**連絡先を確実に把握**することや、**接触確認アプリ（COCOA）**や**各地域の通知サービス**のダウンロード促進等の**具体的措置**を講じること（例：アプリのQRコードを入口に掲示すること等）
- **大声を出さないことの担保**（大声の抑止）
大声を出す者がいた場合、**個別に注意、対応等ができるよう体制を整備**（人員を配置する等）
スポーツイベント等では、**ラッパ等の鳴り物を禁止**し、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備
- **密集の回避**（イベントの入退場や休憩時間における三密の抑止）
入退場列や休憩時間の密集を回避する措置（人員の配置、導線の確保等）や**十分な換気**
休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染防止
入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限の実施
- **演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除**
演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる
- **催物前後の行動管理**（交通機関、イベント後の打ち上げ等における三密の抑止）
公共交通機関・飲食店等での密集を回避するために、**交通機関・飲食店等の分散利用**を注意喚起、可能な限り、**予約システム等の活用により分散利用を促進**

※催物等における**クラスターの発生があった場合**、都道府県は、**目安及びガイドラインの遵守状況その他の実態を把握**するとともに、主催者に感染防止対策の徹底、催物等の無観客化、中止又は延期等の協力を求める。

感染防止のチェックリスト

(1) 徹底した感染防止等（収容率100%で開催するための前提）

①	マスク着用の担保	・ マスク着用状況が確認でき、個別に注意等ができるもの * マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布
②	大声を出さないことの担保	・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの * 隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） * 演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）

(2) 基本的な感染防止等

③	①～②の奨励	・ ①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める）
④	手洗	・ こまめな手洗の奨励
⑤	消毒	・ 主催者側による施設内のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	・ 法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	・ 入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避
⑧	飲食の制限	・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底
⑨	参加者の制限	・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置
⑩	参加者の把握	・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励
⑪	催物前後の行動管理	・ イベント前後の感染防止の注意喚起

(3) イベント開催の共通の前提

⑪	入退場やエリア内の行動管理	・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 * 来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可
⑫	地域の感染状況に応じた対応	・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

（※）本年 7 月 17 日付け事務連絡において、関係省庁を通じて上記対策を記載するよう業種別ガイドラインの改訂を依頼

- 当面11月末まで、観客に大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、感染防止策の徹底等を前提に**100%以内の収容を可能とする**。それ以外の場合、異なるグループ（又は個人）間では座席を1席は空けることとしつつ、同一グループ（5名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はない。すなわち、収容率は50%を超えることとなる。これらは、「新しい生活様式」に基づく行動、基本的な感染防止策が徹底・継続され、イベント主催者や出演者が「業種別ガイドライン」等に基づく行動（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提）を行うことが前提。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断により厳しい制限を課すことも可能。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が避けられない場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 大声での歓声・声援等がないことを前提としうる環境で、座席等により参加者の位置が固定される他の施設（映画館等）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改定を呼びかける。

コンサート・演劇・スポーツイベント等		
イベントの性質	- 入退場や区域内の適切な行動確保が可（区域が限定） - 参加者の位置が固定（座席や立ち位置固定）	
想定されるイベント及び収容率等	【100%以内】 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるクラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典 等	【当面11月末まで 50%（※） 以内】 大声での歓声・声援等が想定されるロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等
100%開催の具体的要件	次のいずれにも該当するもの。 ① これまでの当該出演者・出演団体の開催実績において観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられないもの（開催実績がない場合、類似のイベントに照らし、観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないもの）。 ② これまでの開催実績を踏まえ、マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策の徹底が行われうるもの。 ③ 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染対策等が感染拡大予防ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されるもの。	

（※）異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

- 当面 11 月末まで、入場者に大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、感染防止策の徹底等を前提に人と人が接触しない範囲で収容率を100%以内とすることを認める。それ以外の場合、当分の間、収容率を50%以内、又は十分な人と人との間隔を要する。これらは、「新しい生活様式」に基づく行動、基本的な感染防止策が徹底・継続され、イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動（別紙 3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提）を行うことが前提。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が避けられない場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 大声での歓声・声援等がないことを前提としうる環境で、参加者が自由に移動できる他の施設（美術館、博物館、動植物園、遊園地等）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改定を呼びかける。

	展示会、地域の行事等	全国的・広域的なお祭り・野外フェス等
イベントの性質	・ 入退場や区域内の適切な行動確保が可能 ・ 参加者が自由に移動できる ・ 名簿等で参加者の把握が可能	・ 入退場や区域内の適切な行動確保が困難 ・ 参加者が自由に移動できる ・ 名簿等で参加者を把握困難
想定されるイベント（例）	・ 展示会（人数等を管理できるイベント） ・ 地域の行事	・ 全国的・広域的な花火大会・野外音楽フェス等
開催要件	・ 入場者が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱するおそれがあるものは、当分の間、収容定員が設定されている場合は収容率50%以内、設定されていない場合は十分な人と人との間隔（1 m）を要することとする。 ・ それ以外のものについては、感染拡大予防ガイドラインに則った感染拡大対策を前提として、収容定員が設定されている場合は収容率100%以内、設定されていない場合は密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空けることとする。	・ 当分の間、十分な人と人との間隔（1 m）を要することとする。当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断。

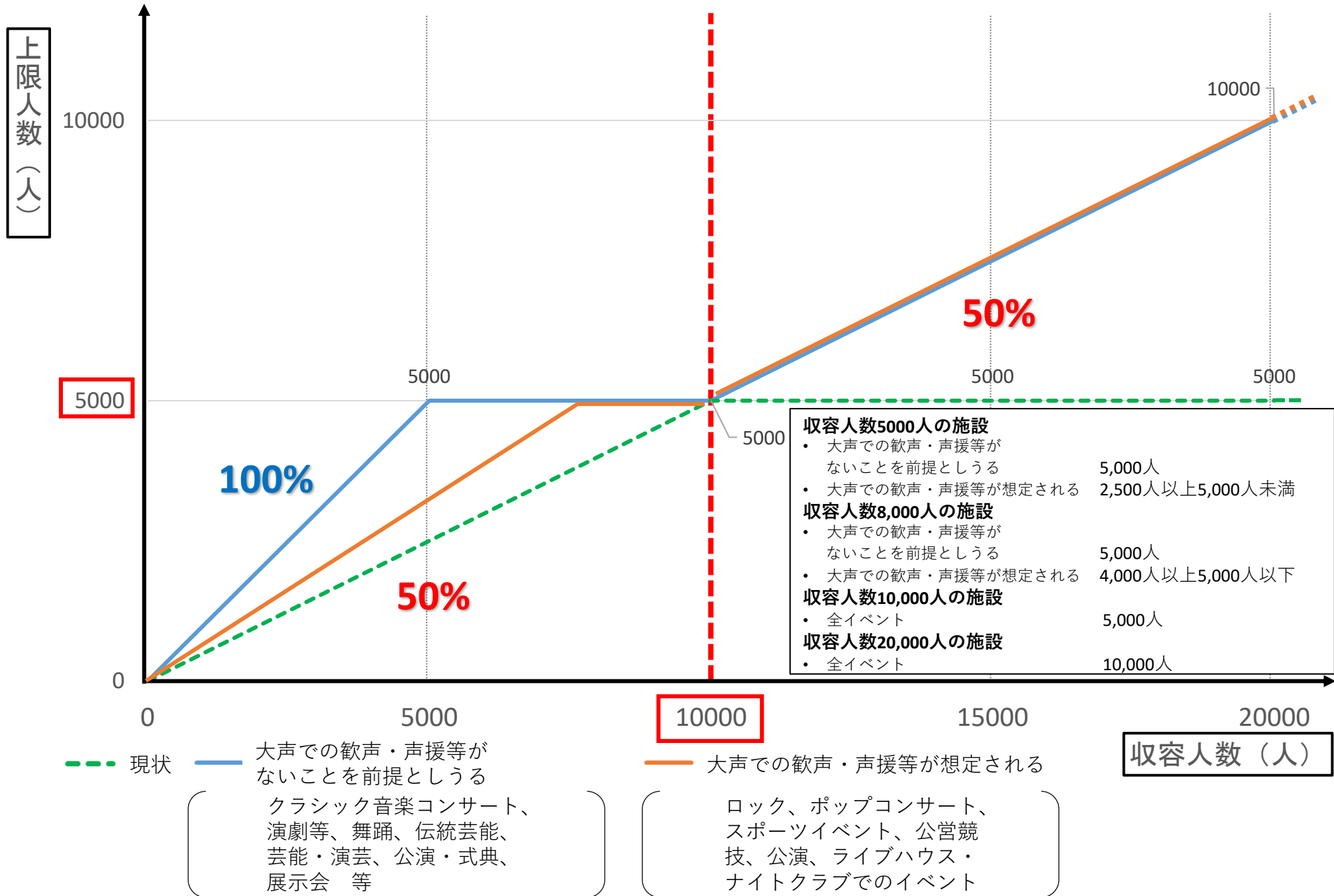
イベントの人数上限の目安（目安）

- イベントにおける感染リスクは、イベント開催中に加え、その前後（入退場時、トイレ、売店、イベント前後の会食・交通機関の利用等）にも存在。こうした**感染リスク**は、ある人数（例えば、5,000人）を境に突然増大するものではなく、**参加人数が増えるにつれて連続的に増加**するものと考えられる。
- 具体的には、段階的に人数上限を引き上げることとすることで、**感染状況に応じた対応が可能**になると考えられる。通常は共有部（入退場時の通路やトイレ等）のキャパシティが収容人数を踏まえて設計されていると考えられることを踏まえ、**基本的な感染防止策の徹底及び「業種別ガイドライン」等に基づく行動（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提）を行うことを前提に、人数上限は、当面11月末まで、収容人数の50%（収容人数10,000人以下のときは、5,000人）として上限を設定する。**また、12月以降のあり方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が避けられない場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- また、**全国的又は広域的な人の移動が見込まれる祭り等や参加者の把握が困難なイベント等**については、クラスター対策が困難であることから、引き続き、**中止を含めて慎重に検討**するよう促す。

	コンサート・演劇・スポーツイベント等	展示会・地域の行事等	全国的・広域的なお祭り等
人数上限	①収容人数が10,000人を超える場合：収容人数の50% ②収容人数が10,000人以下の場合：5,000人		慎重な判断
留意事項	- 各都道府県においては、引き続き、ガイドラインの徹底を呼びかけるとともに、地域の感染状況の段階に応じて、個別のイベント開催について適切に判断。 - 大規模イベント（参加者1,000人超）の主催者は、人数について都道府県と相談。なお、感染拡大の兆候や催物等におけるクラスターの発生があった場合、都道府県は、目安及びガイドラインの遵守状況その他の実態を把握するとともに、国と連携して、催物等の無観客化、中止又は延期等を含めて、速やかに主催者に対して必要な協力の要請等を行う。 - 人数上限等は、今後の感染状況やエビデンスの確認により随時見直し。		

イベント類型と収容率・上限人数の関係

【別紙 8】



基本的方向性

- ・実効的な感染防止策と経済活動の質の確保の両立を図る。
- ・イベントは性質上、不特定多数者への集団感染リスクが考えられ、医療体制を逼迫させる可能性。「**新しい生活様式の定着**」、「**業種別ガイドラインの遵守**」を前提に、基本的な感染防止策に加え、感染リスクの分析に基づく有効な感染防止策の実施が重要。
- ・**自治体と主催者側で十分に連携しながら、イベントの性質（①地域の感染状況、②地域医療体制への影響、③規模（人数、全国的・地域的）等）に応じた適切なリスクアセスメントを行い、開催の態様・有無を判断。**「業種別ガイドラインの遵守」等が徹底できない場合には、開催について慎重に判断。
- ・エビデンスに基づき効果的な感染防止策を講じる。屋内では十分な換気が重要。屋外は通気性から十分な換気のある屋内と同様に扱う。
- ・地域の感染拡大やクラスターが発生した場合は、必要に応じて開催のあり方を見直し。

感染リスク

接触感染

- ・感染者の身体や感染者が触れた器具、感染者の飛沫が飛散した場所に接触した手で、口や鼻に触れる
- ※入退場（トイレ・ロビー）等の混雑では、感染リスク増加



感染防止策

- ・こまめな**手洗い**の励行
- ・出入口、トイレ等での**手指消毒**
- ・ウイルスが付着した可能性がある場所の消毒
- ・人と人とが**触れ合わない距離**の確保
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導

飛沫感染

※ 5 μ m以上の粒子

- ・感染者の飛沫（5 μ m以上）の吸い込み
- ※マスクを外す場合(会場での飲食等)には、飛沫飛散が生じ感染リスク増加



- ・**マスク着用**（飛沫の飛散は相当程度抑制可能）
- ・**演者が発声**する場合には、**舞台から観客の間隔を 2 m 確保**
- ・**劇場・ホール内での食事**は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため**自粛**を促す
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導

マイクロ飛沫感染

※ 5 μ m未満の粒子

- ・感染者の隣席で微細な飛沫を吸い込み（①密接リスク）
- ・換気が悪い環境で長時間浮遊する微細な飛沫の吸い込み（②密閉リスク）
- ※大声を出すような環境においては、微細な飛沫が空气中に漂い、少し離れた場所にまで感染した事例が報告



- ・**大声を伴うイベント**では**隣席との身体的距離の確保**
- ・同一の観客グループ内は座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1 m）空ける。
- ・微細な飛沫が密集し、感染が発生することを避けるため**換気を強化**

（留意事項）

- ・感染者の来場を防ぐ対策の徹底（検温、体調不良時のチケット料金の払い戻し 等）
- ・感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みの構築（座席固定、名簿管理の徹底、接触確認アプリ（COCOA）導入 等）
- ・複合的な性質を有するイベントに関しては、それぞれの性質に応じて要件を適用。